

千葉大学奨学支援事業 家計急変者への奨学金給付応募要領

千葉大学では、2022年度及び2023年度内に発生した事由により家計急変があった世帯の正規生に対し、以下の経済的支援を実施いたします。

(1) 支援対象

家計急変のため収入が大きく減少し、修学の継続が困難となった学生を対象とします。

(2) 支援額

1人当たり100,000円（本奨学金は返還を要しない給付型とします。）

(3) 支援人数

予算の範囲内で支援いたします。

（令和4年度支援実績：6名）

(4) 申請方法

申請希望者は、事前に学生支援課に家計急変となったご事情及び事由発生時期をメールでご連絡ください。その後、(5)の必要書類についてご案内いたしますので、下記提出締切までに指定された書類を提出してください。

学生支援課生活支援係：dde2178@office.chiba-u.jp

家計急変の事由が発生した時期	申請書類提出締切
2022年4月～2023年12月	2024年1月10日（水）17時まで
2024年1月以降	2024年2月20日（火）17時まで

(5) 提出書類

① 家計急変者奨学金申請書

② 家計急変を証明できる書類

事由対象者（原則学生本人に定職がない場合は父母等。定職がある場合は学生本人又は配偶者。）の事由発生を証明する書類をご用意いたします。

- ・事由対象者が会社の倒産・解雇等により失職
→失職したことのわかる証明書と退職金に関する証明書（無い場合は申立書）
- ・事由対象者が死亡又は離別 →死亡診断書，戸籍謄本等
- ・事由対象者が破産 →裁判所からの決定通知
- ・病気，事故，会社倒産，経営不振等の事情により収入が激減した等
→医師の証明書，医療費領収書，収入見込証明書，帳簿のコピー等
- ・火災，風水害，震災等の罹災者
→罹災（被災）証明書と損害額計算書又は修繕見積書等
- ・災害救助法適用者等 →適用を受けている証明
- ・傷病手当金，失業給付金等を受給 →受給期間，金額が確認できる書類

③ 家計急変前後の父母等の収入，所得に関する証明書（最新の源泉徴収票，確定申告書の写し，所得証明書等）

病気等で家計急変前より働けなくなった方は，家計急変前と急変後の父母等の収入，所得に関する証明書をご提出ください。

※収入が0円の場合は所得証明書等をご提出ください。

※上記以外の書類を追加でご提出いただく場合があります。

(6) 審査

国際未来教育基幹キャビネット学生支援センター生活・経済支援部にて被災状況、経済的困窮度等を審査して給付対象者を決定いたします。

(7) 支給方法

申請者あてに採用決定通知を送付するとともに、所定の振込口座に、振り込みを行います。採用者には、振込依頼書等の書類をご提出いただくことになります。

(8) 返納

申請内容に虚偽が認められた場合は支援金を返納していただきます。

(9) その他

- ・本事業は千葉大学基金への寄付金を財源として実施するものであり、支援を受けた際は「支援を受けて得られた成果」や「感謝の言葉」等をご報告いただきます。
- ・不明な点等がありましたら、学務部学生支援課生活支援係までご相談ください。
- ・審査経緯及び選考理由についてはお答えしかねますのでご了承ください。
- ・本件は学生ポータル及び千葉大学 HP（奨学金案内）にも掲載しております。

【担当】

千葉大学学務部

学生支援課生活支援係

Mail : dde2178@office.chiba-u.jp